

勝浦市農業委員会会議録

(4 月定例会)

平成28年4月20日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(第1委員会室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 淺 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中 村 泰 輔 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 勝浦市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

第3 その他

○事務局長（中村泰輔） 本日はご苦勞様です。

ただいまから4月の定例会を始めさせていただきたいと思ひます。

開催に当たり、会長からご挨拶がござひます。

よろしくお願ひいたします。

○会長（高旨粧一） それでは会議に先立ちまして、一言挨拶をさせていただきたいと思ひます。

農業委員会の会議開催のご案内を申し上げましたところ、皆様方におかれましては公私ともに大変お忙しい中を全員の委員さん、ご出席をいただきまして会議が開催されますこと、改めて厚く御礼申し上げます。

既に、テレビ、新聞等で大変日本を騒がせております、4月14日からの大きな熊本地先の災害、地震、それに伴う40数名の方々がお亡くなりになったということで、亡くなられた方々のお悔やみを、ご冥福をお祈り申し上げたいと思ひます。

なお、熊本県民あるいは大分県民の方々、多数の家屋が倒壊され、避難をされておるといふことで、併せてお見舞いを申し上げたいと思ひます。

今日は、初めての4月期の定例総会でござひます。

ひとつ、盛りだくさんの議案がござひますけれども、慎重なるご審議を切にお願ひを申し上げまして、甚だ整いませんけれども、会議に先立ちましての挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。

本日は大変ご苦勞様でござひます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成28年勝浦市農業委員会4月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでござひますので、これによってご承知をお願ひ申し上げます。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、1番吉野茂子委員及び2番末吉光委員を指名いたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第5条は農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものでござひます。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番の申請でございますが、違反転用の是正に伴う申請となりますので、簡単に経緯を説明いたします。

本申請土地を含む市道●●●●線、通称●●道路●側の区域約3.8ヘクタールの農地、山林につきまして、昭和62年から平成11年にまたがり森林法及び農地法に違反した造成が行われました。

平成11年2月に当農業委員会から千葉県に対し農地法違反の通報をし、関係機関により現地調査及び協議を経まして、同年4月、林地開発担当から防災計画の作成を、当農業委員会からは転用許可申請の手続きと工事中止を指導いたしました。なおも重機が稼働していたため、県の要請によりまして同年6月工事中止の勧告を発出したところです。

その後、県の指導に従う形で防災工事や緑化工事等を行い、平成17年5月26日に森林復旧工事の完了について県の確認を受けました。

その間、キャンプ場やモトクロス場等への開発の協議がなされておりますけれども、いずれも計画前に頓挫をしております。

またその後、平成20年に株式会社●●●●●より産廃施設での事前協議書が提出されるも、協議不調によりまして平成23年9月には林地開発事前協議書の事実上の取り下げとなりました。

これにより●●●●●が撤退しまして、●●●●●に主導権が戻り産廃施設はもう行わないとの意思表示が、昨年度なされたところでございます。

さて、農地法の違反転用の関係でございますけれども、昨年、太陽光発電施設の相談を受けまして、同時に違反転用の是正についても協議検討をして参りました。

その際、区域内の農地の位置を航空写真上に表示する作業を指導しまして、その図面をもって県の担当者と相談をいたしました。

その結果、林地開発違反の関係で手を入れている土地については、全て林地開発違反の是正に伴う工事を行ったものということでありますので、農地の復元は見込めない、現状により追認の転用申請を行う、ということが最善であると結論づけられまして、平成27年6月23日には、その内容で、違反転用是正計画書が提出されました。

今回の申請にあたりましては、全ての対象地について相続等の理由により一括での申請が困難であるということで、県の承諾を得まして手続きが可能のものから順次申請させる方針となりまして、昨年度については、全15件で、19筆、7,345平方メートルの申請を受けました。

それについては全て追認ということで許可が出ております。

今後も、同様の方針によりまして手続きを行わせる予定でございますので、今回提出された申請、これについてはその区域の一部ということになりますので、ご承知置きいただければと思います。

それでは概要について説明します。

申請の場所は、鵜原の開発区域内に3カ所あります、沈砂調整池の一番南側に位置す

る部分になります。

この沈砂地というものは、造成した区域内の土砂が雨水と一緒に下流域に流出しないよう沈殿させるための構造物で、池状になっているものでございます。

その沈砂池にするための、該当する農地につきましては、延べ2,985平方メートル、今回の申請は、鶴原の田畑2筆、延べ1,506平方メートルとなります。

施設の概要は、沈砂池、貯水量12,004立米でございます。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていきたいとし、譲渡人は、高齢であり、農地を復元して耕作することは出来ないそのため、早々に土地を引き渡したいということで申請が行われました。

また、資料に記載されております価格でございますけれども、昭和62年から平成初頭に掛けて約束をした当時の金額でございますので、現在で置き換えますとかなり高額ではありますが参考として申請書に記載されている数字となります。

なお、許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当します。

既に転用が完了していることから、隣接農地への営農条件、他への代替性及び転用の実現性は考慮する必要はないと思われまます。

次に、資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、串浜の畑1,051平方メートル、太陽光発電施設用地への転用を目的とした申請になります。

施設の概要は、パネル数240枚、発電量62.4キロワットです。

転用の時期は、平成28年6月8日から平成28年7月31日で、資金は全て自己資金によるものです。

残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、太陽光が多く得られ東電の受電が可能のため、買い受けて太陽光発電設備を設置したいとし、譲渡人は、申請地を農地に復元し耕作することは、困難であるため譲り渡したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置でございますけれども、清掃センターから●側●●●メートルの地点となります。

なお、現況は、平成6年6月に賃貸借での転用許可を受けて以降、転用未了のまま賃貸借契約期間が満了したため、一部は駐車場と更地の状態となっております。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても影響せず、他への代替性もございません。

資金計画も妥当であると思われ、簡単な整地のみで転用が可能であることから、転用の実現性は確実であると認めて差し支えないと思われまます。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） ただいま、職員の説明が終わりました。

続きまして、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、滝口裕都委員、よろしくお願ひ申し上げます。

○8番（滝口裕都委員） はい。

それでは、ご報告いたします。

申請の概要及び許可要件は、事務局の説明どおりでございます。

本件については、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） 続きまして、申請番号第2番につきましても、滝口裕都委員、お願い申し上げます。

○8番（滝口裕都委員） はい。

それでは、ご報告いたします。

申請の概要及び許可要件は、事務局の説明どおりでございます。

本件については、許可相当として判断いたします。

皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

これをもちまして、担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方は、ひとつよろしくお願い申し上げます。

はい、藤江委員。

○7番（藤江義博委員） 1番の代表取締役なんですけれども、随分同じような名前がいっぱいあるんですけれども、●●さんですとか。

それと、1の9の方だとやっぱり代表取締役が●●さんになってますけれども。

何かこっちの方見ると同じ人が。

1の9は代表取締役が●●さんになってますよね。

2人、兄弟か何かですかね。

○議長（高旨粧一会長） はい、じゃあ事務局よろしく申し上げます。

○事務局長（中村泰輔） こちら側ですね。

現在の申請、社長については●●●●さんが社長でございます。

こちらの1の9の資料につきましては、平成17年に発出された文章でありまして、これは先代の社長さんで、親御さんということになりますので、●●さんという名前になっております。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） 藤江委員、よろしゅうございますか。

○7番（藤江義博委員） はい。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんか。
よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。
これを持って質疑を終結いたします。
これより、採決をいたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員さんは挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員でございます。
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。
続いて、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

○議長（高旨粧一会長） 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。
勝浦市が定めます農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18

条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成28年4月8日付けで決定を求められたものでございます。

このたびの4月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画8件、18,174平方メートル、再設定計画12件、32,212平方メートル、合計20件、50,386平方メートルとなります。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、関谷の畑3筆、延べ2,780平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の再設定です。

4ページをご覧ください。

申請番号2番、杉戸の田2筆、延べ3,375平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の再設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号3番、杉戸の田1,453平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の再設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号4番、平田の田1,827平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号5番、平田の田3筆、延べ6,556平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号6番、中倉の畑890平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号7番、松野の田2筆、延べ1,096平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号8番、松野の田1,465平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号9番、杉戸の田1, 248平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

12ページをご覧ください。

申請番号10番、上野の田4筆、延べ2, 659平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

13ページをご覧ください。

申請番号11番、上植野の田1, 609平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

14ページをご覧ください。

申請番号12番、上野の田2筆、延べ2, 042平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

15ページをご覧ください。

申請番号13番、上野の田2筆、延べ2, 042平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

16ページをご覧ください。

申請番号14番、松野の田2, 347平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から10ヶ年の新規設定になります。

17ページをご覧ください。

申請番号15番、中島の田2筆、延べ3, 162平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から10ヶ年の新規設定です。

18ページをご覧ください。

申請番号16番、大森の田1, 342平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

5月1日から10ヶ年の新規設定です。

19ページをご覧ください。

申請番号17番、大森の田977平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から10ヶ年の新規設定です。

20ページをご覧ください。

申請番号18番、大森の田4筆、延べ4, 653平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

5月1日から10ヶ年の新規設定です。

21ページをご覧ください。

申請番号19番、大森の田3筆、延べ3, 359平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から10ヶ年の再設定です。

22ページをご覧ください。

申請番号20番、大森の田6筆、延べ5, 504平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から10ヶ年の再設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質問のある方はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） ただいま質疑なしとの声がございました。

これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番から20番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長（高吉粧一会長） 次に、議案第3号、勝浦市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 23ページをご覧下さい。

議案、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱する。

総野地区、佐野、川崎清貴氏、中倉、軽込榮一氏、松野、押垂義郎氏、芳賀、川名益司氏、中谷、佐藤啓史氏、宿戸、鈴木静夫氏。

上野地区、黒川義治氏、上植野、栗原功氏、赤羽根、小沢吉博氏、大森、松崎久彦氏。
勝浦・興津地区、新官、元吉里美氏。

提案理由といたしまして、本案は、農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により、本市の農地利用最適化推進委員に推薦を受けた者又は応募した者について、同法第17条第1項の規定により委嘱をしようとするものでございます。

なお、任期につきましては、平成28年5月1日より平成31年3月31日の予定となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第3、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたならば、お願いをいたします。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 推進委員の会議ってのは、どのくらいやるんですか。

○議長（高旨粧一会長） 事務局。

○事務局長（中村泰輔） 今後ご相談も必要かとは思いますが、年間の中でですね、年2回程度、7月と1月あたりでいかがかと思うんですが。

7月にはですね、利用最適化事務指針というものを作らなければいけないので、その件と活動報告で7月。

秋口にですね、調査等がありますので、法定の利用状況調査でありますとか、そういう

ものを推進委員さんをお願いしようと思っておりますので、その結果の報告でありますとか、その関係で1月というところで、年2回程度が妥当ではないかというふうに思っております。

○議長（高吉粧一会長） 数金委員、よろしゅうございますか。

○3番（数金清美委員） 農業委員との合同の会議とか、そういうことは考えていますか。

○事務局長（中村泰輔） 一応、その7月と1月については、合同会議という形ですね、通常の定例総会の終わった後にですね、委員・推進委員会というふうな銘を打ってですね、合同で会議をやる方がよろしいかなと思います。

○3番（数金清美委員） わかりました。

○議長（高吉粧一会長） よろしゅうございますか。

○3番（数金清美委員） はい。

○議長（高吉粧一会長） 他にご発言のある方はお願い申し上げたいと思います。
よろしゅうございますか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉光委員） 今の関連した質問です。
主にどういう仕事が、この推進委員の方がやられる訳ですか。

○議長（高吉粧一会長） はい、事務局。

○事務局長（中村泰輔） そうですね。

農地利用の最適化というものが農業委員会の必須業務で入ってきたんですけれども、その中身とはなんぞやということなんですが、主にですね、先ほどもありました貸借の関係、利用集積ですね、そういったものをもっと増進していただくというのと、あと耕作放棄地の関係ですね、耕作するのに条件がそんなに悪くないような土地でも現在作っていない土地がありますので、そういったものの土地のマッチングでありますとか、あとメインとしては先ほども言いましたけど、農地利用状況調査というものが毎年全筆をやらなきゃいけませんので、そちらの方ですね、調査を農地パトロールと兼ねてやっていただければと思っております。

○議長（高吉粧一会長） よろしゅうございますか。

○2番（末吉光委員） はい。

○議長（高吉粧一会長） 他にご意見、ご発言のある方お願い申し上げたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） ご発言がないようですので、日程第3、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもちまして、平成28年勝浦市農業委員会4月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(午後2時05分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年4月20日

議長(会長)

署名委員

署名委員
